

意見書案第 2 号

令和 6 年能登半島地震被災者の生活再建支援に向けて被災者生活再建支援法の改正を求める意見書案

上記の意見書案を次のとおり福岡市議会会議規則第14条第 1 項の規定により提出します。

令和 6 年 3 月 28 日

福 岡 市 議 会

議長 打 越 基 安 様

提出者 福 岡 市 議 会 議 員

もろくま 英文

川 上 陽 平

尾 花 康 広

新 村 まさる

井 上 ま い

とみなが ひろゆき

津 田 信太郎

橋 口 えりな

阿 部 正 剛

田 中 たかし

石 本 優 子

篠 原 達 也

藤 野 哲 司

倉 元 達 朗

近 藤 里 美

令和 6 年能登半島地震被災者の生活再建支援に向けて被災者生活再建支援法の改正を求める意見書

令和 6 年能登半島地震による住宅被害は、本年 3 月 5 日現在で 7 万 8, 402 戸に及んでいます。被災者生活再建支援法（以下「支援法」という。）における住宅再建を含めた支援金は、最大でも全壊の場合の 300 万円です。中規模半壊では最大 100 万円で、被害の程度がそれより低い場合は対象外です。

支援法は阪神・淡路大震災後の平成 10 年 5 月に成立し、これまで改正を経て 3 度の支援の拡充が図られてきましたが、自然災害が頻発化・激甚化する近年の状況や建築に係る資材・人件費の高騰なども考慮して、支援金の額や支給対象の拡充を図る必要があります。

よって、福岡市議会は、国会及び政府が、令和 6 年能登半島地震における被災者の生活再建のため、支援法を改正されるよう強く要請します。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

令和 年 月 日

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、  
内閣府特命担当大臣（防災、海洋政策） 宛て

議 長 名